

### デルブーフの錯視

同じ半径の円を並べる。一方の外側にはやや大きい程度の、他方にはかなり大きな同心円で円を囲む。すると、元の二つの円の大きさが異なって見える。大きな円に囲まれると、中の円は小さく、小さい円で囲まれると中の円は大きく見える。デルブーフの錯視と呼ばれている現象だ。同じものでも、環境や前提条件によって大きさを見誤る事がある。

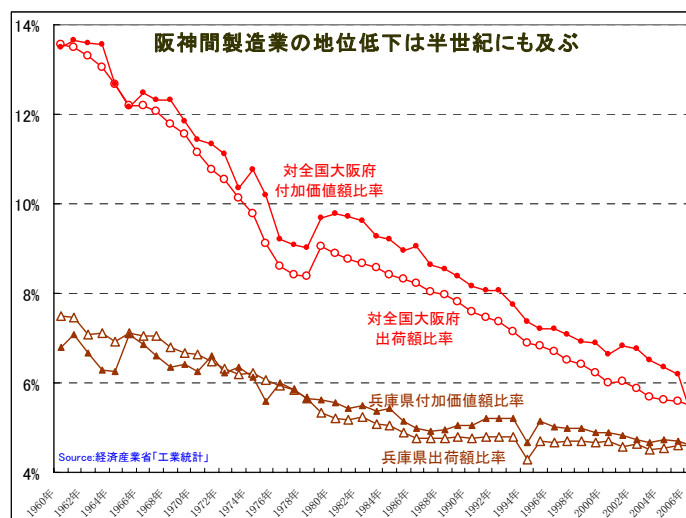
阪神間の経済規模は、半世紀にわたって国内における地位を低下させてきた。とりわけ、製造業分野における相対的な地位低下は著しい。その淵源を辿るのは容易ではない。しかし、1960年代に始まった、工場を規制する法制度がこれを加速化させたとは言い得る。その後の動きが急激だったからだ。

その阪神間に、工場立地や教育の拠点を求める動きが目立ってきた。今年上期で、兵庫県の工場立地件数は、全国2位だった。今次の景気回復が始まったのと、軌を一にして始まった人口集中地域での工場立地規制の廃止/緩和が、新たな変化を生み始めているわけだ。

終戦直後に生まれた世代の勤労者なら、阪神間の経済的地位が低下し続けている姿しか見ないままで現役生活を終えるかも知れない。しかし、前提条件が変われば、生起する結果も異なる。同じものが、周囲の環境変化によって新たな価値を見出すことになるかも知れない。阪神間の経済は、そんな状態で変化の一年を終えようとしている。輸出主導による景気拡大の下で、企業行動がどんな決断を下していくのが、来年以降の地平線の広がりを決めていくことになる。

### 「萎縮」が普通だと思ってきた半世紀

大阪府と兵庫県は、大阪湾岸に面して一つの経済圏を形成している。この阪神地域は、産業の集積効果を

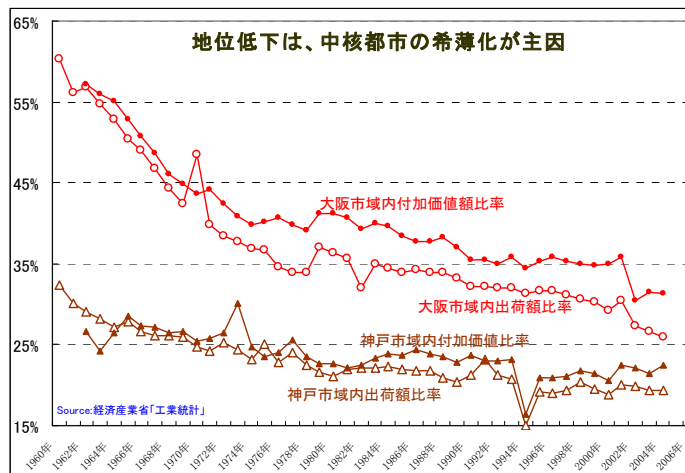


背景にした製造業の一大拠点を形成していた。しかし、その地位は、過去半世紀で低下し続けてきた。製造業出荷額で見ても、付加価値額の比率で見ても、全国対比での地位低下は下げ止まっていない。そんな光景

が、当たり前のもので認識されている。

主因は集積を作る核の崩壊

大阪、兵庫の地位低下は、中心となっている大阪市、神戸市の地盤沈下による影響



響が大きい。大阪市の場合、1960年には60%もあった大阪府に占める製造業出荷額比率が、直近では20%台にまで低下してきた。

神戸市の場合も同様だ。1960年には32%だった製造業の出荷額比率

が1994年に20%を割り、現在もこの水準を回復できないでいる。

方向感を決めたのは工場三法

この変化に大きな影響を及ぼしたのは、都市部から工場を締め出した工場三法(工場立地法、工場再配置促進法、工場制限法=近畿圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律)だと考えられる。

工場等制限法

1000㎡以上の工場新設制限  
近畿圏の規制都市区域における工場等の制限に関する法律  
制限区域内での工場、大学の新增設を制限

1964年7月制定

2002年7月廃止

工場立地法

緑地確保義務=敷地の20%以上  
生産施設の面積制限=敷地の40%未満

1973年10月制定

2004年3月緩和

工場再配置促進法

工業集積地からの移転促進

1972年6月制定

2006年4月廃止  
空洞化

IGC Research作成



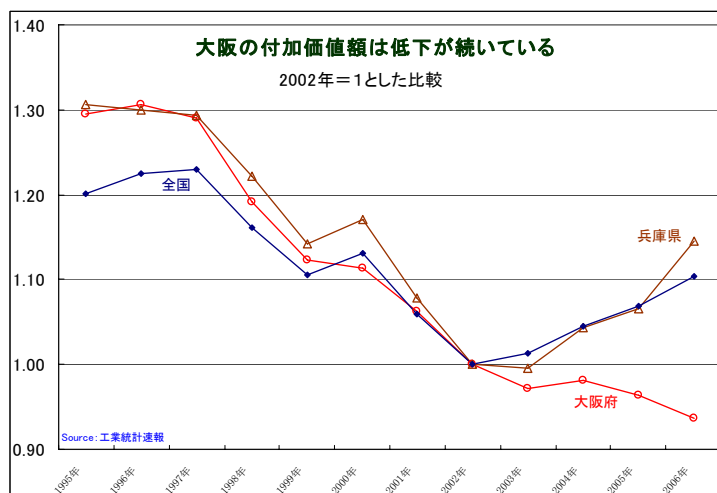
一連の法規制は、産業と人口の過度な集中を防止する目的を持っていた。都市部に制限区域を設け、域内では一定面積以上の工場の新・増設を禁止した。工場からの廃煙水が社会問題化していた当時には有益な規制だった。ただ、生産競争力からすれば、工場設備への更新投資が止まり、産業の集積と競争力を失わせた。

移転を促された工場は、国内での再立地だけを選択したわけではなかった。むしろ、海外での製造拠点形成へと繋がった。これによって、集積地だった地域では産業の空洞化と失業が同居すると同時に、出荷額での地位低下が急速に進んだ。

この規制対象となっていたのは大阪市の全域と堺、東大阪などの製造業拠点。兵庫県では神戸市の中心区域の他、尼崎、西宮、芦屋の湾岸都市と姫路、加古川などの播州地域都市だった。

### 反騰点を探る大阪

足元の景気拡大出発点となっている2002年を基準年として付加価値額の実数を



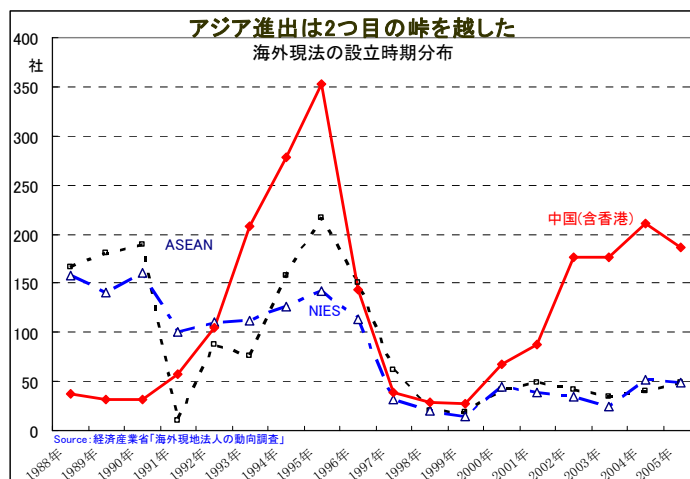
比較すると、兵庫県は全国の動きと連動している。しかし、大阪府は実額での減少が続いている。

付加価値額が低下しているのは、産業集積効果の崩壊にあると考えられる。事業所

数減少と、それに伴う従業員数の減少は、産業集積効果による収益性の高い事業に打撃を与えた。数字で見ると、1994年には38,349カ所だった大阪府の製造業事業所数(4人以上=工業統計による)が、2006年には23,539カ所へと減少した。大阪府の製造業は、その競争力を失い続けている。

### アジア進出、その向こうにあるのは回帰

この間に生じた大きな変化に、生産拠点の海外移転がある。工場「等」の制限に



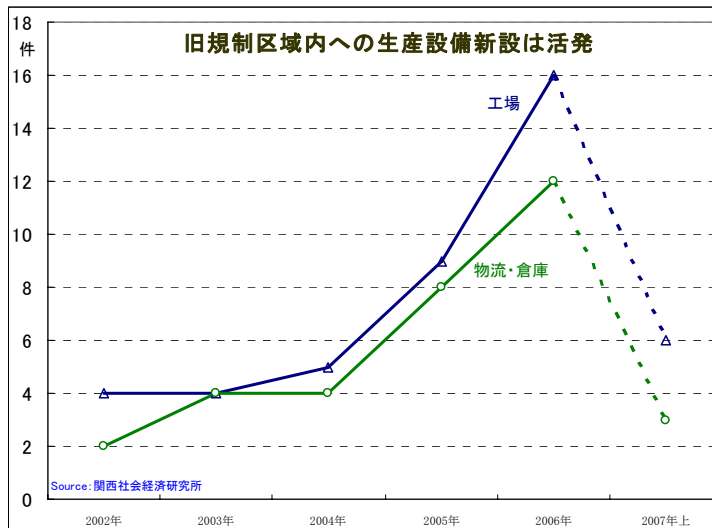
関する法律は、工場ばかりではなく大学の移転促進も対象としていた。このため、生産拠点の移転は、研究開発拠点の消失や、その人材育成拠点の流出をも伴っていたといえる。製造業の海外移転は、中国(含香港)へ

の進出を柱に、アジア諸地域へと広がり、とりわけ大阪では集積効果のある産業が

その基盤を失うことに繋がった。ただ、最近になって、この動きが終息しつつある。

前提条件の変化が生んでいるもの

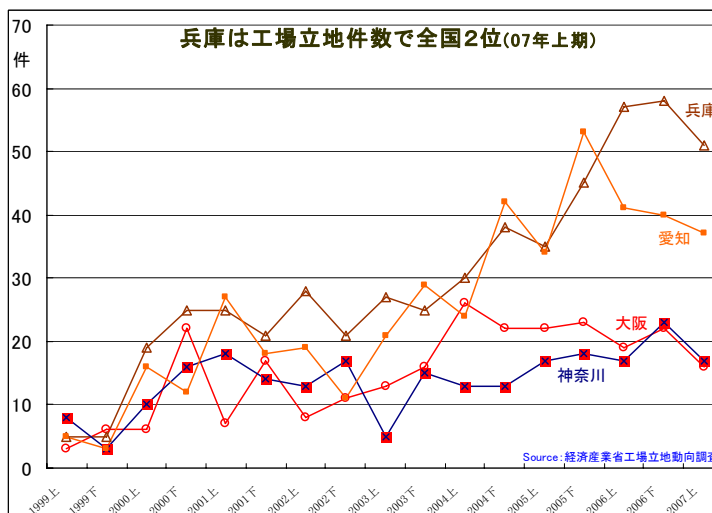
最近の動きで特徴的なのは、工場の新・増設が制限されていた区域への工場、物流倉庫の回帰が活発になっていることだ。工場三法のうち、工場等制限法は2002年



7月に廃止された。工場再配置促進法も2006年4月に廃止された。優良環境の保全を目指していた工場立地法も緩和された。これにより、高度成長期以降に阪神間での製造設備の新・増設や更新を制限していた制約条件は消滅した。結果的には、大規模生産設備の新規設置計画が阪神間では増えて来ている。

その強さが、次の広がりを決める

工場立地で人気の高いのが兵庫県だ。今年1～6月の工場立地件数は51件(新設32、増設19)で、件数では静岡県



の58件に次いで全国2位。最多は東播磨の19件だが、阪神地域も17件と肉薄している。阪神間の見え方が変わってきた。工場三法廃止による新たな生産拠点回帰の動きの継続性は、輸出主導で

拡大してきた景気が、設備投資へバトンタッチできるかどうかの判断に繋がる。(神保)

本資料は、参考情報の提供を目的としたものです。有価証券の売買にかかわる助言・募集や、いかなる契約の締結や解約をも勧誘するものではありません。記載内容は、11月20日までに新聞その他の情報メディアによる報道、民・官調査機関による各種刊行物や公表資料やインターネットホームページ等で公表された資料と、執筆者が独自に調査した結果に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。主張や結論は、作成時点での執筆者の判断によるもので、資料発行/配布機関の公式見解を表明するものではありません。掲載情報を利用したことによって生じる、いかなる費用や障害についても、その責任は負いかねます。見解は、その後の状況に応じて予告なく変更されます。本資料の既刊分は池田銀行のインターネットホームページ <http://www.ikedabank.co.jp/h/h1001.html> からご覧頂くことができます。

より詳細なデータ、記載内容に対するお問い合わせは、池田銀行東京事務所 03-3284-1253 / 神保 敬明、までお願いします。